

03 静保健介第 1149 号

令和 3 年 6 月 3 日

通所系サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課  
事業 者 指 導 担 当 課 長

### 個別機能訓練加算の機能訓練指導員の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 3 年 3 月 26 日付け厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) の送付について」(介護保険最新情報 vol. 952) 問 58 にて、令和 3 年 4 月からの通所系サービス事業所の管理者と機能訓練指導員の兼務の取扱いについて示されているところです。

当該取扱いについて、問い合わせが多数寄せられていることから、厚生労働省に確認し、具体的な解釈について以下のとおり示しますので、御確認をお願い致します。

### 記

#### 1 具体的な解釈について

管理者と機能訓練指導員を兼務する場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロ（認知症対応型通所介護にあっては個別機能訓練加算）の配置要件を満たさないものとなりますが、両方の職務を同時並行的に実施されるのではなく、管理業務に支障がない範囲において、管理者として従事する時間と機能訓練指導員として従事する時間を切り分けて従事する場合、配置要件を満たすものとして取扱いが可能です。

なお、機能訓練指導員として従事する時間帯は、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であり、管理者として従事することはできませんので、計画上機能訓練指導員として配置された時間帯に突発的に管理業務が発生し、対応した場合は、配置要件を満たさないものとなりますので御留意ください。

#### 2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

上記の解釈に伴い、個別機能訓練加算の算定区分を変更する場合は、本市に届出書の提出が必要となります。なお、6 月サービス提供分から変更する事業所については、6 月 15 日（火）までに届出がなされた場合、加算の算定を可能とします。6 月以前に遡って加算の取得を希望する事業所については、静岡市介護保険課まで事前に御連絡ください。

### 3 留意事項

本取扱いは、今後、厚生労働省等からの通知等により変更する場合があります。

### 4 参考通知

- 令和3年3月26日付け厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡  
「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 3) (令和3年3月26日) の送付について」(介護保険最新情報 vol. 952)
- 令和3年4月2日付け 03 静保健介第56号  
「令和3年度介護報酬改定に伴う個別機能訓練加算の取扱いについて (通知)」

#### <問い合わせ先>

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課  
事業者指導第1係 (地域密着型サービス)  
事業者指導第2係 (居宅サービス)  
電話：054-221-1088 (1係) / 054-221-1377 (2係)  
FAX：054-221-1298  
メール：[kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp](mailto:kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp)